

# 環境影響評価書案

－京成電鉄押上線（押上駅～八広駅間）立体交差事業－

平成8年10月

東京都

## 第1章 総 括

### 1.1 事業者の名称及び所在地

名 称：東 京 都

代表者：東京都知事 青島 幸男

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

### 1.2 対象事業の名称及び種類

名 称：京成電鉄押上線（押上駅～八広駅間）立体交差事業

種 類：鉄道の改良

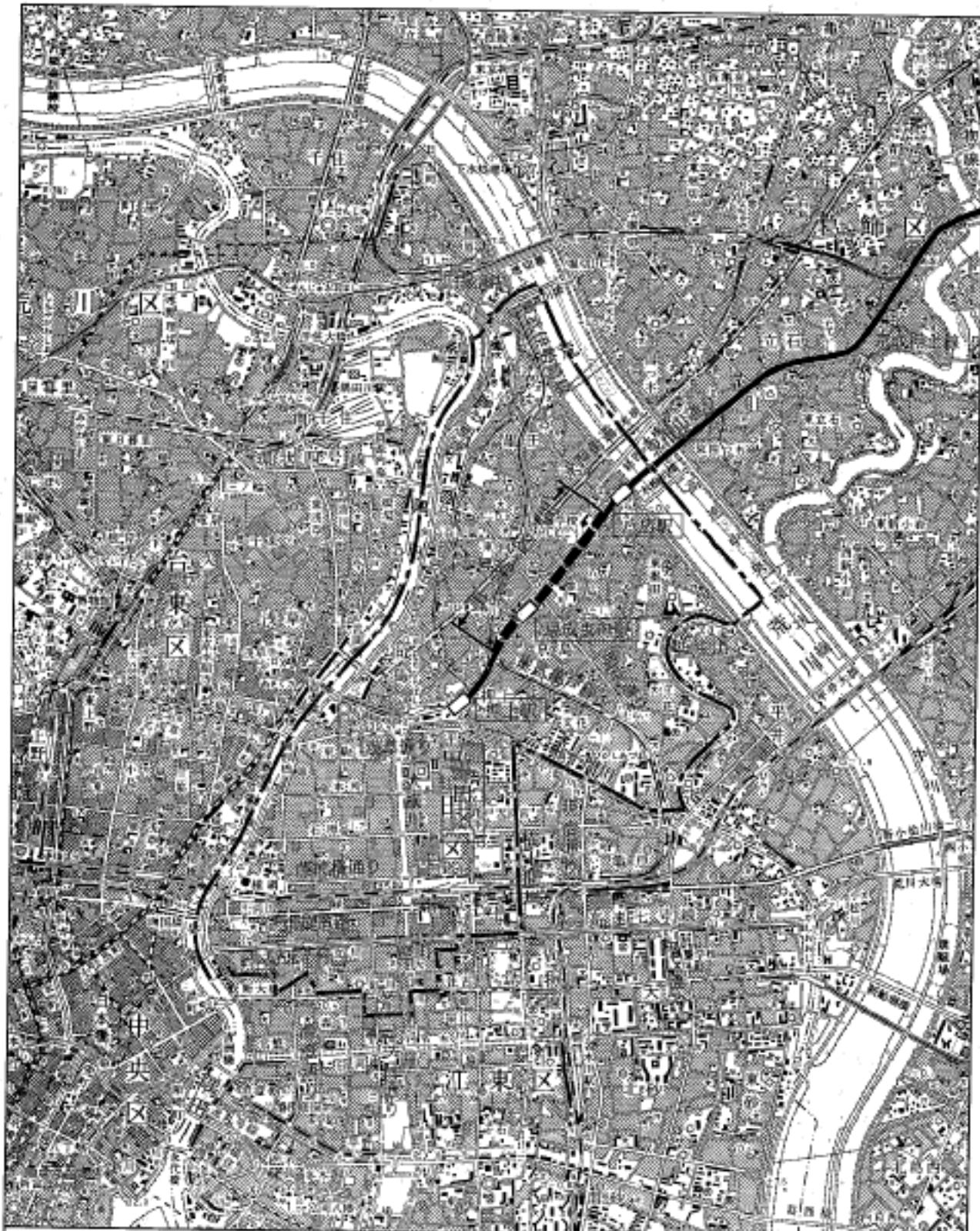
### 1.3 対象事業の内容の概略

本事業は、京成電鉄押上線押上駅～八広駅間における道路と鉄道を立体交差させるため、京成電鉄押上線押上駅～八広駅間を高架化する事業である。

事業内容の概略は表1.3-1に、事業区間位置図は図1.3-1に示すとおりである。

表1.3-1 事業内容の概略

項 目	事 業 内 容 の 概 略
事 業 区 間	東京都墨田区押上二丁目～東京都墨田区八広五丁目
事 業 延 長	約1.5km
除 去 踏 切 数	8箇所
単 線 複 線 別	複 線
事 業 期 間	平成10年度～17年度（予定）
供 用 開 始 時 期	上り線：平成15年度（予定）、下り線：平成17年度（予定）



凡例

- 事業区間（約1.5km）
- 京成押上線
- 区界



1:50,000  
0 500 1000 2000m

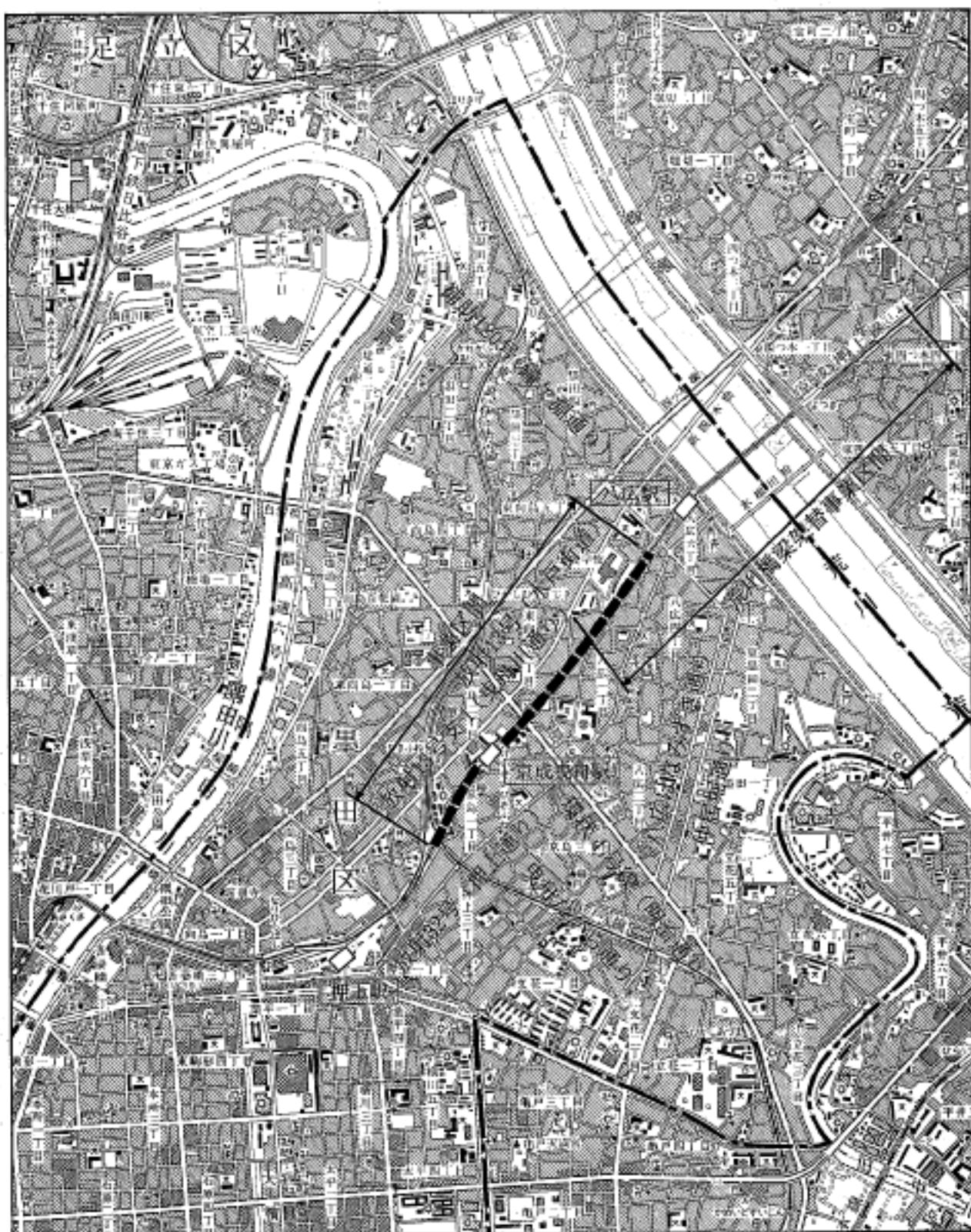
図1.3-1 事業区間位置図

#### 1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況と事業の内容を考慮して選定した予測・評価項目について現況を調査し、対象事業の環境に及ぼす影響について予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1.4-1に示すとおりである。

表1.4-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
1. 騒音	<p>工事の施工中の建設作業騒音については最大で76~83dB(A)と予測され評価の指標を下回る。工事の施工中の仮線時鉄道騒音は簡易防音壁を設置するため、昼間59~62dB(A)、夜間53~57dB(A)と予測され、現況値を下回るので影響は少ないものと考える。</p> <p>工事の完了後の鉄道騒音は、昼間54~59dB(A)、夜間49~53dB(A)と予測され、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」(平成7年12月 環境庁大気保全局)の大規模改良の指標である現況値を下回っている。</p>
2. 振動	<p>工事の施工中の建設作業振動については最大で46~66dBと予測され評価の指標を下回る。工事の施工中の仮線時鉄道振動は50~70dB、工事の完了後の鉄道振動は45~65dBと予測され、いずれの場合も鉄道構造物が予測地点側に移動する場所では、現況値を上回る箇所がある。しかし、レールの重量化やバラストマットを敷設し鉄道振動の低減に努める。このことから、周辺の生活環境に与える影響は少ないものと考える。</p>
3. 日照阻害	<p>工事の完了後における鉄道構造物は「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」(昭和53年7月 条例第63号)の規制対象ではないが、この条例を適用した場合でも事業区間の西側に側道用地を確保することから、規制時間を超える日影は発生しないので、日照阻害の影響は少ないものと考える。</p>
4. 電波障害	<p>工事の完了後において、テレビ電波の受信に影響を及ぼすおそれがあると予測される地域には、すでに共同受信設備が設置されている所もあり、周辺への影響は少ないものと考える。</p> <p>なお、本事業の実施による障害が認められた場合には、「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担について」(昭和54年10月 建設省計用発第3号 建設事務次官通知)に基づき対処する。</p>
5. 景観	<p>工事の完了後における鉄道構造物は、現在と比較して高さの変化及び質感の変化が生じる。しかしながら、計画構造物の平面的な線路の位置に大きな変化はないため、鉄道構造物以外の地域景観特性はほとんど変化せず、鉄道沿線地域の持つ景観特性は変わらない。また、代表的な眺望地点からの眺望は変化するが整備された都市景観が出現すること、さらに、高架下空間を可能な限り有効利用すること等により、周辺環境と調和のとれた景観となるものと考える。</p> <p>なお、圧迫感の変化については、鉄道構造物はおおむね全視野を占め閉鎖感は残ると判断されたが、京成曳舟駅周辺には既存の中高層マンション等が存在していること、一般部の高架橋下空間を可能な限り有効利用し周辺環境との調和をとることにより、鉄道構造物が周辺環境に与える影響は少ないものと考える。</p>



凡 例

■—■ 事 業 区 間 (約1.5Km)

注) 荒川橋梁架替事業については、別途環境影響評価手続きを実施済（資料編P. 15参照）。一部事業区間が重なるものの本工事期間は平成12年4月～18年3月で、荒川橋梁架替工事の工事期間は平成4年10月～12年3月のため、工事期間は重ならない。

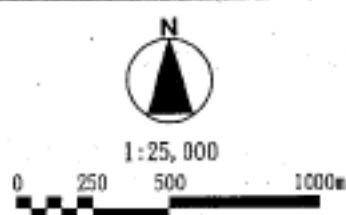


図2.2-1 事業計画図

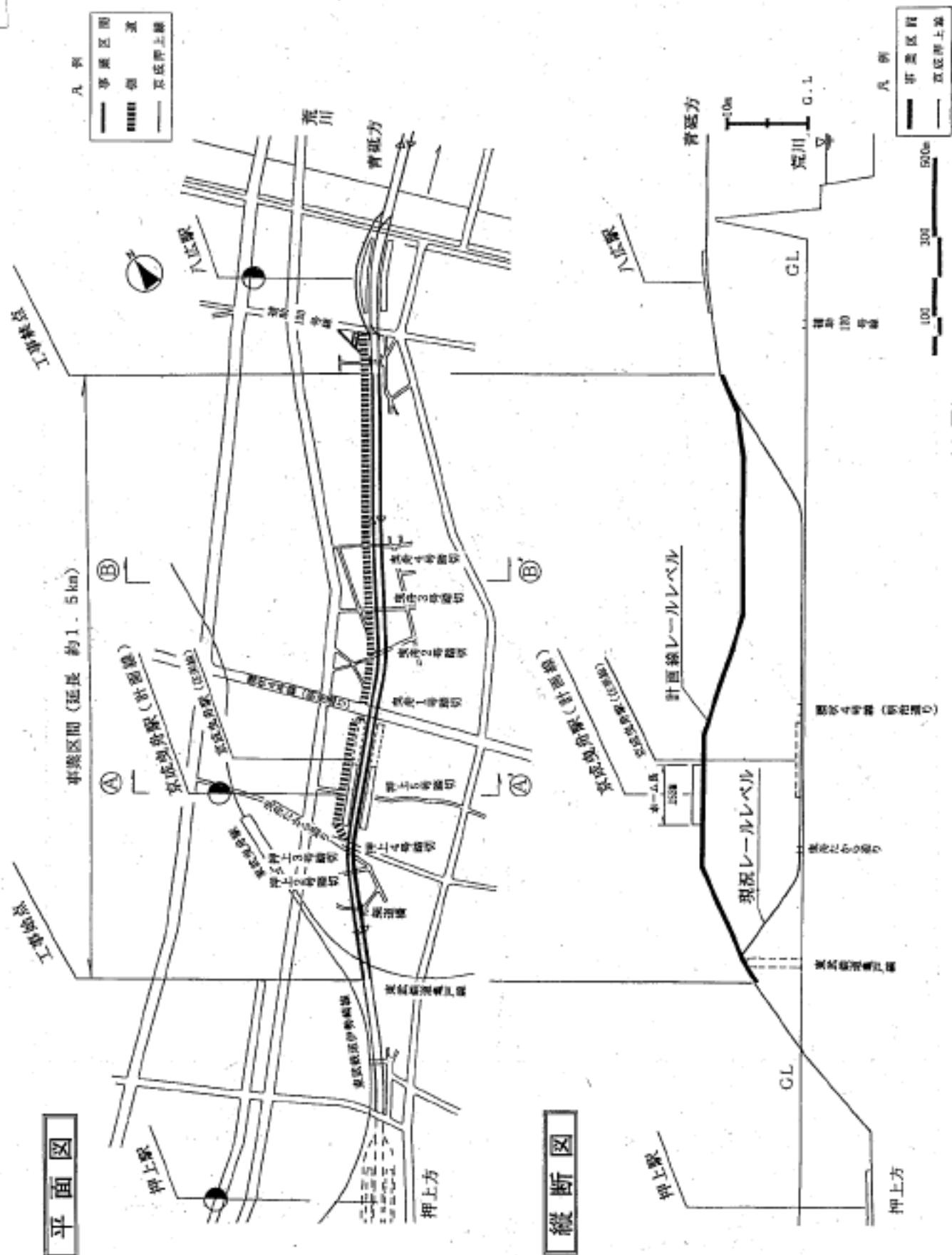


圖2.2-2 事業計畫圖(平面圖・綴斯圖)